

【会員の皆様への重要なお知らせ】

成安造形短期大学同窓会 京の会の解散について

平成 30 年 7 月 28 日（土）に開催いたしました本会の第 45 回総会におきまして、役員会提案として本会解散に関する提案を行いました。提案内容は次のとおりです。

総会において会員の皆様から承りましたご意見を踏まえ、うやうやしく慎重に審議した結果、2021 年 3 月 31 日をもって本会を解散することとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 8 月
成安造形短期大学同窓会京の会
会長 中村 憲子

平成 30 年度 第 45 回総会議案

第 1 号議案 成安造形短期大学同窓会京の会解散案

成安造形短期大学同窓会京の会解散案につきましては、下記のとおり承認されました。

1 提案内容

本会の現状と厳しい将来の見とおしを考えると、本会を現状のままで存続させることは困難であるため、西暦 2021 年 3 月 31 日をもって本会を解散することを提案いたします。

なお、本会規程については、本総会第 2 号議案で提案いたします。

2 本会の現状認識

母校である成安造形短期大学が、平成 14 年度に学校法人大阪成蹊学園に設置者変更され、その後、四年制大学への改組転換により廃止された後も、設置者変更時の両学校法人の合意により本会は旧短期大学の正統な同窓会として、学校法人京都成安学園の下で今日まで活動を続けてまいりました。新規入会者がなくなり、当然ながら会費収入が途絶えた本会は、これまで備蓄してきた資産を取り崩しながらも、会報の発行など最低限の活動を継続しています。

そのなかで、会報発行方法の変更、寄付金の募集、大学祭への出店など経費削減と収入確保に向けた取り組みを行ってまいりましたが会の財政状況は好転せず、また、役員固定化など運営上の問題点も依然として克服できる目処は立っていません。

一方、会員の同窓会活動への関心も薄れており、毎年、春に開催している総会は年々出席会員数が減少し、ここ数年は役員以外の会員の出席がない状況が続いています。本来、卒業生である会員を束ねる役割を有する本会がその求心力を失いつつあることは、母校の消滅という現実とは決して無縁ではないものと思料いたします。

このように、本会の活動は、資金面、運営面、そして心理面において限界に近づきつつあるものと考えています。

3 本会の備蓄資産の状況

本会の平成 30 年度期首の財産の状況は、3,550,240 円です。

4 解散までの手順

(1) 総会・役員会体制の廃止と執行代理人制度（仮称）の導入

解散までの本会の運営については本会規程を改正して、平成31（2019）年1月1日から役員会による業務執行体制を廃止して執行代理人制度に移行した上で、執行代理人を選任して新たな運営体制に移行します。

（2）執行代理人制度（仮称）の概要【本会規程の改正により制度化します】

①執行代理人の選任

- ・執行代理人の人数は、2人以上7人以内とします。
- ・執行代理人のうち1人以上は、学校法人京都成安学園の理事を含むものとします。
- ・それ以外の執行代理人は、本会の役員会において選任するものとします。
- ・執行代理人の任期は設けず、本会の解散とともにその任を解くものとします。

②執行代理人の権限

執行代理人は、共同（合議により）で会長に代わり本会を代表して会務を統括するものとします。

③会員への報告義務

執行代理人は、毎年度、本会の活動内容（金銭の出納を含む）等について、成安造形大学のホームページをとおして会員に周知・報告するものとします。

④学校法人京都成安学園理事会への報告義務

執行代理人は、毎年度、本会の活動内容（金銭の出納を含む）等について、学校法人京都成安学園理事会に報告するものとします。

5 財産の処分

本会の財産は、経常経費以外には、次の方法により処分するものとします。

- ・平成30（2018）年度、2021年度の2年間、会員対象の親睦行事を実施し、かかる行事参加者に対する本会からの助成金に充当します。
- ・学校法人京都成安学園（成安造形大学構内）に「平成14年度まで成安造形短期大学（成安女子短期大学）が相国寺校地と長岡京校地に存在したこと」「2021年3月31日まで成安造形短期大学（成安女子短期大学）同窓会京の会が活動していたこと」を記した記念物（記念碑や銘板など）を建立します。
- ・財産がすべてなくなった時点で、金融機関のすべての口座（滋賀銀行、ゆうちょ銀行）は解約します。また、金融機関届出印は廃印します。

6 年度別予算執行見込額等

（1）特別事業 平成30（2018）－平成32（2020）年度

事業名称	実施年度	内訳	執行見込額
1 会員親睦行事	平成30（2018）年度	300,000円	700,000円
	平成31（2019）年度	400,000円	
2 記念碑建立	平成32（2020）年度		1,000,000円
合計			1,700,000円

（2）経常経費

①平成30（2018）年度

科目・内訳・単価等			執行見込額
1 会報発行	分担金	50,000円	58,000円
	送料	8,000円	
2 総会案内(計画概要含む)	印刷	30,000円	592,000円
	送料	562,000円	
3 役員交通費			145,000円
合計			795,000円

②平成31（2019）年度

科目・内訳・単価等			執行見込額
1 会報発行	分担金	50,000円	58,000円
	送料	8,000円	
2 役員交通費			42,000円
合計			100,000円

③2020年度

科目・内訳・単価等			執行見込額
1 会報発行	分担金	50,000 円	58,000 円
	送料	8,000 円	
2 役員交通費			42,000 円
3 学園創立 100 周年記念式典 祝儀			50,000 円
合計			150,000 円

【ここまでの合計額 2,745,000 円】

7 本会解散までの諸手続きの流れ

この度の本会解散に係る諸手続きについては、次のとおりとします。

年	月・日	実施内容等
平成30年 (2018年)	6月 9日(土) 09:15から	・平成30年度 第44回 総会を開催 事業方針案の提案とともに、会員に意見を求めること、平成30年7月28日に再度総会を開催すること等を提案
	6月 - 7月	・会員からの意見募集期間 ・地方支部への連絡
	7月28日(土) 11:00から	・平成30年度 第45回 総会を開催 会員から寄せられた意見等を踏まえて、事業方針案、本会会則改正案等を提案
	9月15日頃	・本会会報第71号を発行 本会「事業方針」の周知など
	9月 - 11月末	・制度変更・規程改正の周知期間
	12月中	・執行代理人の選任 ・平成30年末付での役員全員の退任の決議
平成31年 (2019年)	1月 1日	・改正本会規程施行、執行代理人体制発足
	9月15日	・本会会報第72号発行
2020年	9月15日	・本会会報第73号(最終号)発行
	11月3日(祝)	・学校法人京都成安学園創立100周年記念式典・レセプションへの参加(びわ湖大津プリンスホテル)
(2021年)	3月31日	・本会解散 ・執行代理人全員退任、本会規程失効

8 本会物品の処分

現預金以外の本会の物品のうち、書棚などの備品類は学校法人京都成安学園に寄贈するものとし、それ以外のものについては処分するものとします。

ただし、歴史的に価値があるものについては、学校法人京都成安学園に寄贈したうえで学園歴史資料として永年保存を要請します。

9 会員名簿

本会が管理する会員名簿については、本会から学校法人京都成安学園に移管するものとし、規則に基づく厳正な運用のもとに管理を委譲するものとします。

10 本会解散後の地方支部及び卒業生の活動

本会が解散した場合でも、卒業生が同窓生であることには変わりはありません。また、地方支部についても、これまで本部の動向とは関わりなく独自に活動しており、今後もそうした独自の活動は妨げられるべきではないと考えます。さらに、会員の自主的な同学年、あるいは同郷の集まりが様々な形で実施されることは当然のことであり、とくに禁ずることはいたしません。

11 本会解散後の会報の取り扱い

本会の解散に伴い、本会会報は、2021年度に発行する第73号をもって廃刊といたします。このことにより、会報の郵送でのお受け取りの登録を頂いております会員の皆様への学園報の発送も停止いたしますが、会報の郵便等での送付について既にご登録いただいております会員に対しては、引き続き学園報を郵送いたします。

なお、短期大学ならびに本会に関する記事については、京都成安学園「学園報」の学園情報を扱うページに掲載し、成安造形大学のホームページ上で閲覧できるようにいたします。

12 第45回総会決議事項の告知等

(1) 会員に対する告知

会員に対しては決議事項の要旨を記載したハガキを送付するとともに、決議事項の詳細を成安造形大学のホームページに掲載し閲覧できるようにします。

(2) 学校法人京都成安学園に対する告知

学校法人京都成安学園に対しては、理事長宛に書面により通知します。

(3) 学校法人大阪成蹊学園に対する告知

学校法人大阪成蹊学園に対しては、理事長宛に書面により通知します。

(4) 他大学同窓会への告知

本会に対して同窓会報等を送付いただいております他大学の同窓会に対しては、代表者宛に本会解散に関する告知と会報送付の停止の依頼を書面にて行います。

第2号議案 成安造形短期大学同窓会京の会規程改正案

成安造形短期大学同窓会京の会規程改正案につきましては、下記の通り承認されました。

【改正ポイント】

- 1 平成31年1月1日から、総会、役員会等の機関ならびに役員、会計監査等の職を廃止して、執行代理人制度に移行すること。
- 2 執行代理人は、本会に関するすべての事項を処理する権限を有し、その決定は執行代理人の合議によって行うものとする。
- 3 執行代理人には、学校法人京都成安学園の理事を少なくとも1人以上含むものとする。
- 4 会報は、引き続き発行することができるものとしたこと。
- 5 この規程は西暦2021年3月31日をもって効力を失うことから、同日をもって本会はその活動を停止するものとする。なお、規程の失効と同時に執行代理人もその地位を失うものであること。

【改正施行日】

平成31年1月1日

※※※※※ 新旧対照表 ※※※※※

成安造形短期大学同窓会京の会規程 改正案

昭和55年5月18日制定

凡例 下線は削除する部分・**太字**は加える部分を表します。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、成安造形短期大学同窓会京の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、教養と創造の向上につとめ、母校並びに京都成安学園の発展に寄与し、あわせて福祉事業に尽力することを目的とする。

2 本会は、学校法人京都成安学園関連の同窓会組織との親睦を図るものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

(1) 総会、役員会等の開催

(1) (2) 会員名簿の作成ならびに整備

(2) (3) 機関紙の発行

(3) (4) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(本部、事務局の位置及び支部)

第4条 本会は、本部並びに事務局を京都成安学園法人本部（滋賀県大津市仰木の里東4-3-1）に置く。

2 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 会員及び会費

(会員資格)

第5条 本会は、以下の各号に掲げる会員資格に基づく正会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

(1) 正会員

(ア) 京都成安女子学院専攻部高等師範科、家庭科、保育科及び経済科の卒業生

(イ) 成安女子専門学校被服科及び経済科の卒業生

(ウ) 成安女子短期大学被服科本科一部、被服科本科二部、別科、意匠科、造形芸術科、服飾文化学科及び専攻科の卒業生並びに修了生

(エ) 成安造形短期大学服飾文化学科、造形芸術科及び専攻科の卒業生並びに修了生

(2) 準会員

母校に在学した者で、正会員5名以上に推薦され、役員会において承認された者

(3) 特別会員

成安造形短期大学に在籍した教職員及び学校法人京都成安学園の教職員で、正会員に推薦され、役員会において承認された者。

2 特別会員は、第25条に定める運営委員会の委員に就任したときを除き総会並びに運営委員会での議決に参加することはできない。

(会員の届出事項)

第6条 会員は、現住所、氏名等に変更が生じたときは、直ちに本会に届け出なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び準会員は、入会に当たって役員会において定める会費を納めなければならない。

2 本会の会費は、終身会費とする。ただし、必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。

3 特別会員の会費の納入は、これを免除する。

(会費の額)

第8条 本会の会費の額は、20,000円とする。ただし、執行代理人の承認により役員会の議を経て変更することができる。

(会費の返還)

第9条 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 執行代理人役員、会計監査、名誉会長及び顧問

(執行代理人役員)

第10条 本会に、執行代理人を置く。は、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1～2名

(3) 会計 2名

(4) 庶務 若干名

2 執行代理人の定数は、2人以上7人以内とする。役員は、2つ以下の職を兼ねることができる。

3 執行代理人の任期は、これを定めない。役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 執行代理人は、共同で本会を代表して会務を統括し、合議により本会に関わるすべての事項を処理する。補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 執行代理人は、役員会においてこれを選任する。但し、執行代理人には、学校法人京都成安学園の理事を1人以上含むものとする。役員は、役員会が役員候補者を正会員中から推薦し、総会の承認により選出する。

6 前項に定める執行代理人は、会計に関する監査を行う。役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表して会務を統括し、総会又は運営委員会若しくは役員会を招集する

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する

(3) 会計は予算案の編成、会計決算報告書の作成及び金銭の出納を行う

(4) 庶務は総会及び役員会の記録、会員名簿の管理その他本会の運営に関する庶務的事項を行う

(報告会計監査)

第11条 執行代理人は、毎年度、会計を含む本会の活動内容について、年度終了後2か月以内に、会員及び学校法人京都成安学園理事会に報告するものとする。役員のほかに会計監査を置く。

2 前項の報告について、会員に対してはホームページへの掲載によって、また、学校法人京都成安学園理事会に対しては文書によって行うものとする。会計監査は2名とする。

3 会計監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補充による会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会計監査は、役員会が会計監査候補者を正会員中から推薦し、総会の承認により選出する。

6 会計監査は、会計に関する事項を監査する。

(名誉会長)

第12条 **(削除)** 本会に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は本会の役員を務めた者のなかから、特別の功労があった者で役員会の推薦により総会において承認された者とする。

3 名誉会長は、本会の求めに応じ意見を述べることができる。

(顧問)

第13条 **(削除)** 本会に、顧問を置く。

2 顧問には、学校法人京都成安学園理事長を役員会において推薦する。

第4章 **(削除)** 役員会

(役員会)

- 第14条 **(削除)** 本会に、常設の執行機関として役員会を置く。
2 役員会は、第10条第1項の各号に掲げる役員をもって構成する。
3 役員会の議長は、会長がこれを務める。

(役員会の招集)

- 第15条 **(削除)** 役員会は、会長がこれを招集する。
2 会長は役員の3分の2以上の要求がある場合には、役員会を招集しなければならない。

(役員会の定足数及び議決)

- 第16条 **(削除)** 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
2 役員会は、出席役員の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の処理事項)

- 第17条 **(削除)** 役員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
(1) 財産の管理に関する事項
(2) 予算及び決算に関する事項
(3) 役員候補者の推薦及び選出に関する事項
(4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
(5) 総会の開催に関する事項
(6) 会費に関する事項
(7) 運営委員会の開催に関する事項
(8) 支部結成の承認に関する事項
(9) 第5条第1項第2号に定める準会員及び第3号に定める特別会員の承認に関する事項
(10) 機関紙の発行に関する事項
(11) その他本会の運営に関する事項

第5章 **(削除)** 総会

(総会)

- 第18条 **(削除)** 本会に、最高議決機関として総会を置く。

(総会の開催)

- 第19条 **(削除)** 総会は、毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、運営委員会の開催をもって総会に代えることができる。

(総会の審議及び議決事項)

- 第20条 **(削除)** 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
(1) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
(2) 会計決算の承認に関する事項
(3) 事業報告の承認に関する事項
(4) 予算の決定及び変更に関する事項
(5) 事業計画の決定に関する事項
(6) 役員の選任、解任等に関する事項
(7) その他本会の目的達成並びに運営に関する事項

(総会の議決)

- 第21条 **(削除)** 総会は、出席者の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会議長)

- 第22条 **(削除)** 総会の議長は、総会ごとに出選するものとする。

第6章 **(削除)** 運営委員会

(運営委員会)

- 第23条 **(削除)** 本会に運営委員会を置く。
2 運営委員会は、総会に代わる最高議決機関とする。

(運営委員会の開催)

- 第24条 **(削除)** 運営委員会は、役員会における出席役員の全会一致の議決により、開催することができる。
2 運営委員会は、委員長たる会長がこれを招集する。
3 会長は、3分の2以上の支部から要求があるときは、運営委員会を招集しなければならない。
4 委員長がやむを得ないと認めたときは、第31条から第33条について、省略もしくは制限することができる。

(委員)

第25条 **(削除)** 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもってこれを構成する。

- (1) 第10条第1項の各号に定める役員
(2) 顧問
(3) 特別会員

(委員の任期)

第26条 **(削除)** 委員の任期は、その在任期間中とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会委員長)

第27条 **(削除)** 運営委員会の委員長は、会長がこれを務める。

(運営委員会の審議及び議決事項)

第28条 **(削除)** 運営委員会の審議及び議決事項は、総会の審議及び議決事項について定めた第20条を準用する。

(運営委員会の定足数及び議決)

第29条 **(削除)** 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、運営委員会への出席は、委任状をもってこれに代えることができる。
2 運営委員会は、出席委員の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会の議長)

第30条 **(削除)** 運営委員会の議長は、運営委員会ごとに選出するものとする。

(運営委員会開催の告知)

第31条 **(削除)** 運営委員会を開催するときは、機関紙その他適当な手段により、会員にその開催を告知しなければならない。

(公開の原則)

第32条 **(削除)** 運営委員会の審議は、いかなる場合でも会員に対して公開されなければならない。非公開での開催としない。

(意見陳述及び動議提出の権利)

第33条 **(削除)** 正会員は、運営委員会において口頭若しくは書面による意見陳述並びに動議の提出を行う権利を有する。

(審議及び議決内容の公開)

第34条 **(削除)** 運営委員会における審議及び議決の内容は、機関紙その他適当な手段により公示し、会員に公開しなければならない。

第7章 支部

(支部の代表)

第35条 支部長は支部を代表して支部活動を統括する。

(支部の結成)

第36条 支部を結成しようとするときは、定められた書類に必要事項を記載し、**執行代理人**会長に提出する。

(支部規則)

第37条 支部規則は、その支部においてこれを定める。ただし、本会諸規程に抵触する規則を設けることはできない。

(支部役員)

第38条 支部には、支部長及び副支部長を置かなければならない。

(支部活動経費)

第39条 支部活動にかかる経費は、各支部会員の自主運営とする。
2 支部会員の総意により支部会費を徴収することができる。

(支部会員名簿の取扱い)

第40条 支部会員名簿は、各支部において個人情報保護法を考慮し取り扱うものとする。

(報告事項)

第41条 支部は、次の各号の事項について、速やかに**執行代理人本部**に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 支部結成時における提出書類に変更が生じた場合

第8章 機関紙

(機関紙の発行)

第42条 **本会は、機関紙を発行することができる。機関紙は、年1回又は2回発行するものとする。**

2 機関紙は、執行代理人がこれを編集し発行する。

(機関紙の名称)

第43条 機関紙の名称は、成安造形短期大学同窓会京の会会報京の会だよりとする。

(編集委員)

第44条 **(削除) 機関紙を発行するために、編集委員を置くことができる。**

2 編集委員は、正会員中より役員会がこれを任命する。

3 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9章 会計

(連帯責任)

第45条 会計に関する責任については、**執行代理人役員会**の連帯責任とする。

(経費)

第46条 本会の経費は、**備蓄資産及び会費**その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第10章 細則

(細則)

第48条 この規程の施行に際して必要なときは、細則を定めることができる。

第11章 改廃

(改廃)

第49条 この規程の改廃は、**執行代理人の合議によりこれを行う。総会の議により行う。**

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に定める本部及び事務局の位置の変更に関する規程の改訂については、役員会の議によりこれを行うことができるものとする。

附 則

この規程は、昭和55年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年5月13日から改正施行する。
- 2 この規程の改正施行に伴い、成安造形短期大学同窓会京の会終身会費及び会費規程（平成6年4月1日制定）並びに成安造形短期大学同窓会京の会編集委員会規程（平成10年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 2 成安造形短期大学の設置者が、平成14年4月1日をもって学校法人京都成安学園から学校法人大阪成蹊学園に変更されるに伴う措置として、設置者変更後も成安造形短期大学の名称で募集を行い、入学した学生についても、在学中には準会員、卒業時には正会員の資格をそれぞれ有するものとして取り扱うものとする。

附 則

この規程は平成15年3月4日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成15年5月12日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成16年5月10日から、改正施行する。

附 則

この規程は平成18年5月6日から、改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月13日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年1月1日から改正施行する。

2 この規程の改正施行に伴い、平成30年7月28日の時点で役員、会計監査、名誉会長及び顧問の地位にある者は、平成30年12月31日をもってその地位を失うものとする。

3 この規程は、2021年3月31日をもって効力を失うものとする。